様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　２０２４年　９月　４日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） みついすみともかいじょうあいおいせいめいほけんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 三井住友海上あいおい生命保険株式会社  （ふりがな）　かじ　しろう  （法人の場合）代表者の氏名 加治 資朗  住所　〒〒104-8258　東京都中央区新川２－２７－２  法人番号　7010001034799  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループ中期経営計画（2022～2025）第２ステージ  ②三井住友海上あいおい生命　中期経営計画（2022～2025） | | 公表日 | ①２０２４年　５月２０日  ②２０２２年　６月　３日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＜公表方法＞  ①持株会社のオフィシャルホームページに掲載  ②当社のオフィシャルホームページに掲載  ＜公表場所＞  ①<https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/what/strategy/management_plan.html>  ②<https://www.msa-life.co.jp/company/plan.html>  ＜記載箇所・ページ＞  ①P.32  ②ホームページに直接掲載 | | 記載内容抜粋 | デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響について、ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループ中期経営計画に掲載して公表し、グループ一体となり環境変化に対応することを公表している。記載内容の抜粋は以下のとおり。  ＜ビジネスに影響を与える技術動向（抜粋）＞  ・デジタルプラットフォーマーによる新しいビジネスモデルの出現  ・デジタル化の進展とサイバーリスク上昇  ・生成AIの急速な進化と利活用加速、リスク対策（フェイクニュース増加等）  ・データ関連ビジネスの活況、ビッグデータ独占の脅威 等  ＜競争環境の変化を踏まえた対応（抜粋）＞  ・デジタル化の進展といった社会環境の変化により、新たなリスクやそれに伴う新たな保険ニーズが出現してきている  ・ビジネススタイルの大変革（新たな価値の創造と事業の変革）に取り組むことで、企業価値を持続的に向上させていく  上記環境変化を踏まえた経営ビジョンおよびこれを実現  するためのビジネスモデルの方向性について、当社の中期経営計画に掲載して公表している。記載内容の抜粋は以下のとおり。  ＜経営ビジョン＞  ・お客さま満足を活動の原点に据え、多くのお客さまから「感謝」「感動」「信頼」をいただくことで、社会との共通価値を創造し、持続的成長につなげる好循環を実現します。  ・目指す姿：お客さまの「笑顔で長生き」を応援し、すこやかな未来を支える健康長寿サポーター  ・スローガン：すこやかな未来を保険でつくる  ＜ビジネスモデルの方向性（基本戦略）＞  ・強みを深化・変革し、お客さまから一層感謝の声をいただく商品・サービス、お客さま対応を実現  ・新たな価値を創造する取組みにより、お客さまに感動いただける商品・サービスを提供し、飛躍的成長を実現 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①持株会社のグループ経営会議（グループ内の保険５社の社長や企画担当役員が出席）で事前協議の上、取締役会で決議した。  ②当社経営会議で事前協議の上、取締役会で決議した。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ディスクロージャー誌「三井住友海上あいおい生命の現状 2024」 | | 公表日 | ２０２４年　７月１８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＜公表方法＞  当社のオフィシャルホームページに掲載  ＜公表場所＞  <https://www.msa-life.co.jp/result/pdf/disclosure/2024disc_all.pdf>  ＜記載箇所・ページ＞  P.17～19 | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョンやビジネスモデルの実現に向けてＤＸ戦略を  策定し、当社のディスクロージャー誌に掲載して公表してい  る。記載内容の抜粋は以下のとおり。  Ⅰヘルスケアサービス（ＣＳＶ×ＤＸ）による付加価値創造＜感動＞  　保障一体のヘルスケアサービスを通じ、お客さまの  「すこやかな未来」を支え、ＣＳＶ×ＤＸを加速  Ⅱヒト×デジタルによる事業変革＜感謝＞  　デジタル技術で、お客さまへの最適なサービス提供  　「リアルの接点」高度化、「デジタルの接点」拡充を実現  ⅢＤＸインフラ　基盤の整備  　専門人財の拡充、デジタル人財の育成、データ分析・生成AI等の迅速な活用に必要な基盤を整備 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社取締役会で決議した内容をもとに作成。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ディスクロージャー誌「三井住友海上あいおい生命の現状 2024」P19 | | 記載内容抜粋 | デジタル人財の体系をＤＸ戦略に掲載し、全社員がＤＸ戦略の担い手となることを明示。また、人財育成を含めたＤＸ戦略の推進にあたり、各部門のライン部長をＤＸ推進責任者とし、ＤＸ施策の推進、デジタル教育推進等を行うことを定めている。記載内容の抜粋は以下のとおり。  ＜デジタル人財育成の体系＞  全社員のＤＸ推進意識を醸成し、ＤＸ活用・ＡＩ推進に向けて取り組む。ＤＸ戦略を効果的に推進するため、社員のスキル・経験に応じて、体系的に「専門人財」を育成する。  データサイエンティスト→データアナリスト→デジタルイノベーター→デジタルアンバサダー→デジタルベーシックの順で体系を整理し、各段階の定義および育成人数の目標を明示。  ＜推進体制＞  全部門の社員がＤＸ戦略の担い手として、デジタル人財育成と業務変革に主体的に取り組む。  ・取締役会・経営会議の直下に本社担当役員が全員参加する課題別委員会（デジタライゼーション推進委員会）を設置し、ＤＸ戦略の推進に係る事項を協議・報告したうえで進めている。  ・営業部・本社各部は、ライン部長をＤＸ推進責任者とし、デジタル施策の活用推進、デジタル教育推進、デジタルアンバサダーの選任を行っている。  ・デジタルイノベーション部は、・デジタル施策の企画・開発、デジタル技術の調査・研究、商品・サービスへの活用、デジタルイノベーター・データアナリストと連携した、ビジネス創造・業務変革に繋がる施策の企画・開発、デジタルアンバサダーと連携した、デジタル施策の活用推進と課題解決、ＤＸ推進に必要な教育・研修の支援を行っている。  ・人事総務部は、全社員向けＤＸ教育・研修を行っている。  ・情報システム部・コンプライアンス部は、データ蓄積・分析基盤の整備、データガバナンスの整備・推進を行っている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ディスクロージャー誌「三井住友海上あいおい生命の現状 2024」P17 | | 記載内容抜粋 | ＩＴシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策をＤＸ戦略の一環として策定し、ディスクロージャー誌に掲載して公表している。記載内容の抜粋は以下のとおり。  Ⅲ　ＤＸインフラ　基盤の整備  　　デジタル人財育成、システム基盤・開発体制、事業  投資、データマネジメント（ガバナンス含む）  ※最新の情報処理技術を活用するための環境整備については、（２）に記載した当社のＤＸ戦略の「Ⅲ　ＤＸインフラ　基盤の整備」に包含して具体的方策を掲示している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ディスクロージャー誌「三井住友海上あいおい生命の現状 2024」 | | 公表日 | ２０２４年　７月２２日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ＜公表方法＞  当社のオフィシャルホームページに掲載  ＜公表場所＞  <https://www.msa-life.co.jp/result/pdf/disclosure/2024disc_all.pdf>  ＜記載箇所・ページ＞  P.17～19 | | 記載内容抜粋 | 各種システム構築時期およびお客さま向けデジタルサービスの登録者数、業務削減効果、社員意識調査結果、データ・ＡＩ活用のビジネス実装案件数を戦略の達成度を測る指標としている。記載内容の抜粋は以下のとおり。  ＜システム構築時期における指標＞  2023年度・MSAケアWebサービスの導入  　　　　・企業の福利厚生制度としてMSAケアの提供  2024年度以降・営業第一線・代理店の活動へのMSAケアの  浸透  　　　　　　・付加価値向上に向けたさらなるサービス  ・機能の拡充  　　　　　　・MSAケアWebサービスのグループ共同利用  の強化  　　　　　　・デジタルを軸とした保険外収益の検討・  試行  ＜業務変革における指標＞＊非公表の社内資料より抜粋  ・MSAケアWebサービスの登録者数、導入法人数  ・お客さまWebサービスの登録者数  ・営業社員の業務削減効果（時間／人）  ・「デジタル活用の浸透」における社員意識調査肯定回  答割合  ・データ分析、ＡＩ活用のビジネス実装案件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①２０２１年１０月　４日  ②２０２４年　７月２２日  ③２０２３年４月２５日、６月２９日、７月２１日、  　８月３０日、９月２７日、１２月１日、１２月２５日２０２４年２月２２日（２０２３年度分） | | 発信方法 | ①MS＆AD IR Day 2021 第一部　国内生命保険事業の成長  戦略（動画　14:31～14:53　および　21:36～23:00  にて発言）  <https://www.video-streaming.net/ir/8725/2021_ir_day_01/>  ②ディスクロージャー誌「三井住友海上あいおい生命の  現状 2024」（Ｐ２～３）にトップメッセージを掲載。  <https://www.msa-life.co.jp/result/pdf/disclosure/2024disc_all.pdf>  ③ニュースリリース  <https://www.msa-life.co.jp/news/> | | 発信内容 | ①MS＆AD IR Day 2021  ・トップライン戦略・ボトムライン戦略の双方の礎となるデジタライゼーション戦略を策定（動画14:31～14:53）  ・業務の変革とともにＣＳＶ×ＤＸによる新たな付加価値を創造。業務を変革し、ヒトからAIに業務をスイッチし、事務の５割を無くし、生産性を向上。ＤＸへの投資を行い、社会課題解決に資する商品・サービスの開発を行う（動画21:36～23:00）  ②ディスクロージャー誌  リスクソリューションのプラットフォーマーとして、デジタル人財の育成に注力することで、新たな価値を創造していきます。  当社ＬＩＮＥ公式アカウントの登録者数は３５万人を超え、健康増進に関する情報提供などを行っています。今後も、ヘルスケアサービス「ＭＳＡケア」のさらなる利便性向上に努め、万人の願いである健康を支える「健康長寿サポーター」として、病気の「早期発見」「早期治療」「重症化予防」「回復支援」に貢献するサービスをお届けしてまいります。  ③ニュースリリース（2023年度以降のリリースを抜粋）  ・2023.4.25 グループ横断でデータを共有する「グループデータ連携基盤」を開発  ・2023.6.29 新システム「MSAケアWebサービス」をリリース  ・2023.7.21 LINE公式アカウント上で「保険×恋愛シミュレーションゲーム」を配信  ・2023.8.30 ヘルスケアサービス「MSAケア」を法人福利厚生制度として提供開始  ・2023.9.27 社会課題解決に向けてデータ基盤を構築  ・2023.12.1 ヘルスケアサービス「MSAケア」 新たなサービスの提供を開始  ・2023.12.25 ヘルスケアサービス「MSAケア」の福利厚生導入企業数が1,000社を突破  ・2024.2.22 新商品「&LIFE 介護保険C（ケア）セレクト」発売および「MSAケア」の新サービス導入  ※ニュースリリースは三井住友海上あいおい生命保険株式会社・代表取締役社長加治資朗として発信するもの |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０１６年　５月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ・デジタライゼーションを推進するにあたり、当社全体の課題を把握するため、検討の中心となる課題別委員会を立ち上げた。  ・2022年度、2024年度にデジタル経営改革のための評価指標（ＤＸ推進指標）よる自己診断を実施した。  ・自己診断は、「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」により行い、自己診断結果を記入した資料を本申請に添付して提出する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０１４年　４月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ・ＭＳ＆ＡＤグループでＣＳＩＲＴを組成しており、当社もそのメンバーとして稼働している。サイバーセキュリティに関する取組みは、ＭＳ＆ＡＤグループ各社と足並みを揃えて実施するとともに、当社固有での技術的・人的対策を計画化して取り組んでいる。  ・サイバーセキュリティの取組みについて、定期的に経営会議体（取締役会）に報告しており、経営層は取組みの内容や状況などを把握している。  ・２０２０年度以降サイバーセキュリティに特化した監査は受けていないが、机上で実施するサイバーセキュリティリスク評価によりインターネット公開システムは年次で持株会社により評価されている。  ・机上評価の他、TLPTや脆弱性診断などを定期的に行っており、検知した課題については、適宜対策を講じている。  ・経営層を対象としたサイバー演習、実務者を対象としたサイバー研修などを実施することで対応力の向上を図っている。また、外部機関（金融庁、金融ＩＳＡＣ）の演習にも積極的に参加している。  ・各種規程は、世の中の状況やサイバー演習で検知した課題などを取り込み定期的に整備している。  ・当社では過去１年間においてサイバーインシデントは発生していない。  ・各種対策を講じるにあたり、セキュリティ専門ベンダーとアドバイザリー契約を結び、専門家の知見を取り入れている。  ・情報処理安全確保支援士は、当社システム部門で４名が取得している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。